

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 蓬莱会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蓬莱会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常務理事又は業務執行理事として定款で定めた役員（以下「業務執行役員」という。）については、報酬、賞与、役員退職慰労金及び通勤手当を支給する。ただし、当該業務執行役員が、国及び地方公共団体（以下「国等」という。）において、職員として通算30年を超えて勤務した経歴を有し、勤務年数に相当する退職金を国等から支給されている場合は、本規程に基づく退職慰労金は支給しない。
- (2) 業務執行役員以外の役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与、役員退職慰労金及び通勤手当は支給しない。
- (3) 法人正規職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

(業務執行役員の報酬等の算定方法)

第3条 業務執行役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 役員退職慰労金については、2,000万円を上限として別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、給与規程第15条に規定する額

(非業務執行役員等の報酬等の算定方法)

第4条 業務執行役員以外の役員等であって法人職員を兼務せず職員給与の支給を受けていない役員等（以下「非業務執行役員等」という）に対する報酬等の額は、別表4に定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 業務執行役員に対する報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。この場合において、支給時期は、次の各号による報酬等の区分に

応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、当月 1 日から起算し、当月末日を締め切りとした期間について計算し、当月 21 日に支給する。ただし、支給日が休日である場合は、直前の金融機関営業日に支給する。
 - (2) 賞与については、毎年 7 月及び 12 月に支給する。
 - (3) 役員退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内に支給する。
- 2 非業務執行役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった場合の立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 6 条 新たに業務執行役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 業務執行役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、業務執行役員が死亡によって退任した場合には、当該死亡月の報酬月額を支給する。

(端数の処理)

- 第 7 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを 1 円に切り上げるものとする。

(役員等の旅費)

- 第 8 条 役員等が職務のため旅行をした場合は、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(公表)

- 第 9 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 「役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程」は、廃止する。

- 1 この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年12月 1日から施行する。
- 1 この規程は、令和 元年 7月 1日から施行する。
- 1 この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

別表1（業務執行役員の報酬）

役職名	報 酬 の 額
理事長	月額 400,000円
常務理事	月額 560,000円

別表2（業務執行役員の賞与）

7月の賞与	報酬月額の1.5か月分
12月の賞与	報酬月額の1.5か月分

別表3（業務執行役員の役員退職慰労金算定式）

$\text{最終報酬月額} \times (\text{在職月数} \div 12\text{か月}) \times (150 \div 100)$

- ※ 1 在職月数1か月未満は1か月に切り上げるものとする。
- 2 在職月数を12か月で除して得る数値は、小数点以下第2位を四捨五入して算定する。

別表4（非業務執行役員等の報酬）

役職名	報 酬 の 額
評 議 員	日額 10,000円
理 事	日額 10,000円
監 事	日額 10,000円